

役員等の報酬・退職金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人システム科学研究所(以下、本研究所という)の定款第21条に定める役員並びに第28条に定める顧問(以下、役員等という)の報酬及び退職金について定める。

(報酬)

第2条 役員等のうち、本研究所を主たる勤務場所とする常勤役員には、報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は、別表1の俸給表に基づき会長が定める。

3 常勤役員のうち職員兼務役員については、報酬として、別表2に基づき会長が定めた額を加算して支給することができる。

<別表1> 常勤役員俸給表

号	月 額
第 号	600,000 円
第 号	500,000 円
第 号	400,000 円
第 号	300,000 円
第 号	200,000 円

<別表2> 兼務報酬加算額表

号	月 額
第1号	900,000 円
第2号	800,000 円
第3号	700,000 円
第4号	600,000 円
第5号	500,000 円

(定 年)

第3条 役員等の定年については、「役員の内任年齢に関する規程」に定める。

(退職金)

第4条 常勤役員が退任したときは、退任時の報酬月額に、在任年数を乗じた額を退職金として支給する。

(その他)

第5条 常勤役員以外の役員等が役務を提供したときは、報酬を支給することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人システム科学研究所の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。